

役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程

社会福祉法人榎山福社会

役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人椋山福社会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、法人と委任関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものである。
- (4) 費用とは、運営業務のための出張に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費含む)等の経費をいう。

(理事会及び評議員会等への出席報酬等)

第3条 理事が、その職務のため、理事会に出席したときは、別表1による報酬を支払う。

- 2 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、別表1による報酬を支払う。
- 3 前各項業務の報酬は、旅費交通費を含むものとする。

(役員及び評議員の業務報酬等)

第4条 理事長が、法人及び施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表1による報酬を支払う。

- 2 理事が、理事長の命を受けて法人及び施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表1による報酬を支払う。
- 3 評議員が、理事長の命を受けて法人及び施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表1による報酬を支払う。
- 4 前各項業務の報酬は、旅費交通費を含むものとする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1による報酬を支払う。

- 2 監事が、法人及び施設・事業所への指導監査への立会い及び運営状況の指導若しくは監査の業務又はその他理事長の命を受けて法人及び施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表1による報酬を支払う。

(費用)

第6条 役員及び評議員が、法人及び施設・事業所の運営業務のため出張する場合は、法人の出張旅費規程に定めるところによりその費用を支給することができる。

- 2 役員及び評議員が、職務の遂行に当たって旅費交通費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給することができる。
- 3 旅費等は、終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、終了後精算することができる。

(報酬等の支払方法)

第7条 役員及び評議員の報酬は、会議への出席または業務に従事した当日に、その金額を通貨で、直接役員及び評議員に支払うものとする。ただし、法令に基づき報酬から所得税等控除すべき金額がある場合には、その支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(重複支給の防止)

第8条 役員及び評議員が、同一日に開催される理事会及び評議員会のいずれにも出席した場合は、評議員会に係る報酬は支給しない。

- 2 役員及び評議員が、理事会及び評議員会に出席し、当該開催日当日に第4条の規定により運営業務に従事したときは、理事会及び評議員会に係る報酬は支給しない。
- 3 法人及び施設・事業所の職員を兼務する役員は、原則この規程を適用しない。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、評議員の決議を経て行うものとする。

附 則

1. この規程は、平成29年6月2日から施行する。

別表1

名 称	報 酬
理事長	日額 5,000 円
理事	日額 5,000 円
評議員	日額 5,000 円
監事	日額 5,000 円